

国外財産調書制度
(FAQ)

令和 7 年 6 月
国 税 庁

用語の意義

このFAQにおいて使用している用語の意義は、次のとおりです。

国外送金等調書法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）
国外送金等調書令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成9年政令第363号）
国外送金等調書規則	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成9年大蔵省令第96号）
通達	平成25年3月29日付課総8-1ほか3課共同「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）
所基通	昭和45年7月1日付直審（所）30「所得税基本通達」
相基通	昭和34年1月28日付直資10「相続税法基本通達」
財産評価基本通達	昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」

目 次

I 通則	1
【制度の概要等】	1
問 1 国外財産調書制度の概要について教えてください。	1
問 2 国外財産調書の提出義務者について、具体的に教えてください。	4
問 3 その年の 12 月 31 日において保有する国外財産の価額の合計額が 5,000 万円を超えているかどうかを判定するに当たって、含み損がある信用取引等やデリバティブ取引に係る権利の価額も含める必要がありますか。	5
問 4 国外財産調書は、住所地を所轄する税務署長に提出すればよいのですか。	5
【国外財産調書の記載に係る基本的な考え方】	5
問 5 国外財産調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、国外財産の種類、数量、価額及び所在その他必要な事項を記載することとされていますが、記載事項を具体的に教えてください。	5
【財産の所在】	7
問 6 国外財産調書への記載の対象となる「国外財産」であるかどうかは、どのような基準に基づき判定するのですか。	7
問 7 国外財産の所在については、「国名及び住所等」を記載することとされていますが、「国名」は正式名称で記載する必要がありますか。	10
【財産の用途】	10
問 8 国外財産調書の記載については、国外財産の用途別（一般用及び事業用の別）に行うこととされています。保有する財産の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、どのように判定すればよいのですか。	10
問 9 国外財産の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。	10
【財産の価額の算定】	10
問 10 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、その年の 12 月 31 日における時価によらなければならないのですか。	10
問 11 国外財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。	11
問 12 国外財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。また、国外財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、国外財産の種類ごとに具体的に教えてください。	11
問 13 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。	14
【事業用財産を保有している場合の取扱い】	15
問 14 不動産賃貸業を営んでいます。所得税の確定申告において、国外に所在する賃貸用建物を青色申告決算書（又は収支内訳書）の「減価償却費の計算」欄に減価償却資産として記載していますが、この場合、国外財産調書にも同じ内容を記載する必要がありますか。	15
【財産を共有している場合の取扱い】	15
問 15 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよいのですか。	15
【相続により財産を取得した場合の取扱い】	16
問 16 国外財産調書の提出義務の判断に当たって、国外財産の相続があった場合におけるそ	

の価額の算定方法について教えてください。.....	16
問 17 昨年、親が亡くなったため、親の財産を相続する予定です。昨年の 12 月 31 日において自分自身が保有している国外財産の価額の合計額は 4,000 万円ですが、親から相続する予定の国外財産の価額を合わせると、5,000 万円を超えると思われます。この場合、国外財産調書を提出する必要はありますか。.....	16
【外貨で表示されている財産の邦貨換算】	17
問 18 国外財産調書に記載する国外財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている国外財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。.....	17
【国外財産調書と財産債務調書の関係】	17
問 19 「財産債務調書」を提出する場合でも、保有する国外財産の価額の合計額が 5,000 万円を超える場合は、国外財産調書を提出する必要があるのですか。.....	17
II 国外財産調書の記載・価額の算定等（各財産に関する内容）	21
【土地・建物】	21
問 20 国内の事業者を通じて国外に所在する不動産を購入しました。この不動産は国外財産調書への記載の対象となる国外財産に該当しますか。.....	21
問 21 国外に避暑用のコンドミニアム（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。.....	21
【預貯金】	21
問 22 国内に本店のある銀行の国内支店に外貨預金口座を開設していますが、この外貨預金は国外財産調書への記載の対象となる国外財産に該当しますか。.....	21
【有価証券】	22
問 23 有価証券等が「国外にある」かどうかは、具体的にどのように判定するのですか。.....	22
問 24 外国法人のストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。.....	22
問 25 有価証券等の取得価額を記載する必要がある場合とは、どのような場合ですか。また、取得価額を記載する必要がある場合、どのように取得価額を算定すればよいのですか。.....	23
【貸付金】	24
問 26 国外に設立した法人に対して、事業運転資金として金銭を貸し付けていますが、この貸付金は国外財産調書への記載の対象となる国外財産に該当しますか。なお、この法人の本店所在地は国外にあります。.....	24
【家庭用動産】	24
問 27 国外に多数の家庭用動産を保有しています。この家庭用動産について、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。.....	24
問 28 国外に多数の指輪やネックレスなどを保有しています（事業用ではありません）。この場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。.....	25
【保険・保険契約に基づく定期金に関する権利】	26
問 29 以前、国外に居住していた際、外国の生命保険会社（国内に営業所等はありません。）の生命保険に加入し現在も引き続き加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。.....	26
問 30 以前、国外に居住していた際に加入していた外国の生命保険会社（国内に営業所等は	

ありません。)から、生命保険契約に基づく定期金(年金)を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。.....	26
【国外で加入した確定拠出型年金に関する権利】	26
問 31 以前、国外に居住し仕事をしていた際に加入していた確定拠出型年金があります。将来は年金として受け取る予定ですが、その価額はどのように算定すればよいのですか。.....	26
【預託金等】	27
問 32 外国にあるリゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、外国のリゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も国外財産調書への記載の対象になりますか。.....	27
【民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資】	27
問 33 不動産投資を目的とした外国のパートナーシップに対して出資していますが、国外財産調書には出資額を記載すればよいのですか。.....	27
【信託に関する権利】	27
問 34 保有している外国国債を外国の金融機関(国内に営業所等はありません。)に信託して運用しています。このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。.....	27
【無体財産権】	28
問 35 特許権(無体財産権)を保有していますが、この特許権が国外財産に該当する場合、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。.....	28
【暗号資産・NFT】	29
問 36 国外の暗号資産取引所に暗号資産を保有しています。暗号資産は国外財産調書への記載の対象になりますか。.....	29
問 37 国外のマーケットプレイスで購入したNFTを保有しています。NFTは国外財産調書への記載の対象になりますか。.....	29
【委託証拠金】	29
問 38 先物取引を行うに当たり、保有するA, Inc.(国外に所在する法人)の株式(上場株式)を委託証拠金として証券会社(国外金融機関)に預託しました。この預託した株式について、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。.....	29
【各種債務】	30
問 39 国外財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。.....	30
Ⅲ 過少申告加算税等の特例	31
【特例の概要】	31
問 40 国外財産調書を提出している場合等の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。.....	31
問 41 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。.....	32
【過少申告加算税等の加重措置の適用要件】	32
問 42 所得税又は相続税の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について教えてください。.....	32
【相続税の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の取扱い】	33
問 43 相続税の税務調査の際に、一昨年に相続した国外財産について申告漏れを指摘されました。相続分を加えた国外財産の価額の合計額は5,000万円を超えていましたが、昨年	

中にその相続した国外財産は売却しており、昨年の12月31日において保有している国外財産の価額の合計額は5,000万円以下となっています。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。.....	33
【過少申告加算税等の特例措置における「国外財産に係る所得税の申告漏れ」とは】	34
問44 過少申告加算税等の特例措置における「国外財産に係る所得税の申告漏れ」とは、具体的にどのようなことをいうのですか。.....	34
【外国子会社合算税制が適用された場合の過少申告加算税等の取扱い】	34
問45 外国子会社合算税制が適用され、所得税の申告漏れが生じた場合に、外国関係会社の株式を国外財産調書に記載していれば、過少申告加算税等の軽減措置の適用を受けることはできますか。.....	34
【国外財産調書の提出がないこと又は記載がないことについて「相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは】	35
問46 相続税の税務調査の際に、国外財産調書に記載すべき相続した国外財産に係る申告漏れを指摘されました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは具体的にどういった場合が該当するのか教えてください。.....	35
問47 X1～X3年の各年分の所得税の税務調査において、X1年に相続した国外財産Cに係る所得について申告漏れを指摘されました。各年の状況は次のとおりですが、いずれの年分も国外財産調書を提出していません。この場合の相続国外財産Cに係る所得の申告漏れに対する過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。.....	35
【国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類を指定する期限までに提示等をしなかったことについて「居住者の責めに帰すべき事由がない場合」とは】	37
問48 所得税の税務調査の際に、国外財産に関する書類について、指定された期限までに提示等をするを求められました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「居住者の責めに帰すべき事由がない場合」とは具体的にどういった場合が該当するのか教えてください。.....	37
【国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の範囲】	37
問49 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の過少申告加算税等の特例について、どのような書類が対象となるのでしょうか。.....	37
【年の途中で財産を有しなくなった場合の取扱い】	39
問50 令和5年中に国外財産に当たる株式についてその全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告漏れがあった場合、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき国外財産調書は、どの年分の国外財産調書になりますか。.....	39
【提出期限後に提出された国外財産調書の取扱い】	40
問51 提出期限内に国外財産調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る軽減措置の適用を受けることはできないのですか。.....	40
IV 罰則	41
問52 国外財産調書を提出しなかった場合の罰則について教えてください。.....	41
V その他	42
【提出した国外財産調書に誤りがあった場合の取扱い】	42
問53 提出した国外財産調書の記載内容に誤りがあった場合の訂正方法について教えてください。.....	42

I 通則

【制度の概要等】

問1 国外財産調書制度の概要について教えてください。

(答)

- 国外財産調書制度は、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する居住者の方（非永住者の方を除きます。）に、保有する国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の6月30日^(注)までに、住所地等の所轄税務署長に提出していただく制度です（国外送金等調書法5①本文）。

国外財産調書を提出しなければならない方の詳細については、問2をご参照ください。

(注) 令和4年分以前の国外財産調書の提出期限は、その年の翌年の3月15日です。

- なお、国外財産調書の提出に当たっては、国外財産調書に記載した財産の価額をその区分ごとに合計した金額を記載した、「国外財産調書合計表」を添付する必要があります（国外送金等調書規則別表第二備考4）。
- 「国外財産調書」及び「国外財産調書合計表」は、e-Taxでも提出することができます。
e-Taxのご利用方法については、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご確認ください。

FA5003

税務署長
年 月 日

令和 年 2月31日分 国外財産調書合計表

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	〒	個人番号		
		フリガナ		
		氏名		
	性別	職業	電話 番号	(自宅・勤務先・携帯)
	男	女		— —
生年月日		財産債務調書の提出有	<input type="checkbox"/>	
		整理番号		

提出用

平成二十八年十二月三十一日分以降用

※ 特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑥欄から⑧欄への記載は要しません。

財産の区分	価額又は取得価額	財産の区分	価額又は取得価額
百 万 千 円		百 万 千 円	
土地 ①		未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫	
建物 ②		取得価額 ㉑	
山林 ③		貸付金 ⑬	
現金 ④		未収入金 ⑭	
預貯金 ⑤		書画骨とう美術工芸品 ⑮	
有価証券 (特定有価証券を除く)	上場株式 ⑥	貴金属類 ⑯	
	取得価額 ㉒	動産 ⑰	
非上場株式 ⑦	取得価額 ㉓	(④、⑤、⑯以外)	
	取得価額 ㉔	保険の契約に関する権利 ⑱	
株式以外の有価証券 ⑧	取得価額 ㉕	株式に関する権利 ⑲	
特定有価証券※ ⑨	取得価額 ㉖	預託金等 ⑳	
匿名組合契約の出資の持分 ⑩	取得価額 ㉗	組合等に対する出資 ㉑	
取得価額 ㉘		信託に関する権利 ㉒	
未決済信用取引等に係る権利 ⑪	取得価額 ㉙	無体財産権 ㉓	
取得価額 ㉚		その他の財産(上記以外) ㉔	
		合計額 ㉕	

備考 (訂正等で再提出する場合はその旨ご記載ください。)

税理士
署名
電話番号

整理欄	通信日付印	確認	異動年月日	身元確認					
			年 月 日	日					
	枚数	区分							
	A	B	C	D	E	F	G	H	I

問2 国外財産調書の提出義務者について、具体的に教えてください。

(答)

- 居住者の方（非永住者の方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、国外財産調書の提出が必要になります。

ここでいう「居住者」及び「非永住者」は、所得税法に規定する居住者及び非永住者をいい、居住者であるかどうかの判定は、その年の12月31日の現況により判定することとされています（国外送金等調書法5①本文、通達5-2）。

- 所得税法に規定する「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいい、「非永住者」とは、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいいます（所得税法2①三、四）。

(注) 1 「住所」とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定することになります。また、「居所」とは、各人の生活の本拠ではないものの、現実に居住している場所をいいます。

なお、国の内外にわたって居住地が異動する方の住所が国内にあるかどうかの判定に当たっては、所得税法施行令第14条及び第15条の規定があることに留意する必要があります（所基通2-1）。

- 2 国内に居所を有していた方が国外に赴き再び入国した場合において、国外に赴いていた期間（以下この注記において「在外期間」といいます。）中、国内に、配偶者その他生計を一にする親族を残し、再入国後起居する予定の家屋若しくはホテルの一室等を保有し、又は生活用動産を預託している事実があるなど、明らかにその国外に赴いた目的が一時的なものであると認められるときは、当該在外期間中も引き続き国内に居所を有するものとして、所得税法第2条第1項第3号及び第4号の規定を適用することになります（所基通2-2）。

- なお、国外財産調書の提出義務の判定に当たっては、次の点にご留意ください。

(1) 相続の開始の日の属する年（以下「相続開始年」といいます。）の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（以下「相続国外財産」といいます。）を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額から相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します（国外送金等調書法5②）。

(2) 国外財産調書の提出期限まで（その年の翌年の1月1日から6月30日までの間）に、国外財産調書を提出しないで死亡し、又は出国（納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなること等をいいます。）をしたときは、国外財産調書の提出を要しないこととされています（国外送金等調書法5①ただし書）。

問3 その年の12月31日において保有する国外財産の価額の合計額が5,000万円を超えているかどうかを判定するに当たって、含み損がある信用取引等やデリバティブ取引に係る権利の価額も含める必要がありますか。

(答)

- その年の12月31日において保有する国外財産の価額の合計額が5,000万円を超えているかどうかを判定するに当たっては、含み損のある信用取引等やデリバティブ取引に係る権利の価額を含めて判定します。
- なお、その年の12月31日において未決済の信用取引等又はデリバティブ取引に係る権利の価額については、見積価額として、その年の12月31日において決済したとみなして算出した利益の額又は損失の額とすることができます(問12参照)。

この場合、含み損のある信用取引等又はデリバティブ取引に係る権利について、その価額(見積価額)が負(マイナス)となる場合には、財産の価額の合計額を算定する際に、他の財産の価額と通算して計算します。

問4 国外財産調書は、住所地を所轄する税務署長に提出すればよいのですか。

(答)

- 所得税の納税義務がある方は、所得税の納税地を所轄する税務署長に、それ以外の方は、住所地(国内に住所がないときは、居所地)を所轄する税務署長に、それぞれ提出することとされています(国外送金等調書法5①一、二)。

なお、提出先は、国外財産調書を提出する際の住所地等により判定することとされています(通達5-3(1))。

- また、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付することとされています(国外送金等調書規則別表第二備考4)。

【国外財産調書の記載に係る基本的な考え方】

問5 国外財産調書には、氏名、住所(又は居所等)及びマイナンバー(個人番号)のほか、国外財産の種類、数量、価額及び所在その他必要な事項を記載することとされていますが、記載事項を具体的に教えてください。

(答)

- 国外財産調書には、国外財産の種類、数量、価額及び所在その他必要な事項を記載することとされています。

具体的には、国外送金等調書規則別表第一に規定するとおり、「財産の区分」に応じて、「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」などを記載することとなります(国外送金等調書法5①本文、③、国外送金等調書令10⑦、国外送金等調書規則12①)。

- また、財産の区分によっては、「所在」欄に、国名及び所在地のほか、「その他必要な事項」として債権の相手方等の氏名又は名称等の記載を要するものもあります(国外送金等調書法5①本文、通達5-5(3))。

- 財産の区分ごとの具体的な記載事項については、
 - ・[参考] 財産の区分及び記載事項（国外送金等調書規則別表第一抜粋）
 - ・[参考] 財産の所在欄に記載すべき氏名又は名称等に関する記載事項をご参照ください（財産の所在の判定については、問6をご参照ください。）。
- 国外財産調書の記載例については、国税庁ホームページの《申告手続・用紙（法定調書関係）》（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/291025_04.pdf）をご覧ください。

[参考] 財産の区分及び記載事項（国外送金等調書規則別表第一抜粋）

財産の区分	記載事項
(一) 土地	用途別及び所在別の地所数、面積及び価額
(二) 建物	用途別及び所在別の戸数、床面積及び価額
(三) 山林	用途別及び所在別の面積及び価額
(四) 現金	用途別及び所在別の価額
(五) 預貯金	種類別（当座預金、普通預金、定期預金等の別）、用途別及び所在別の価額
(六) 有価証券	種類別（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額 ^(注1) （特定有価証券 ^(注2) にあっては、種類別、用途別及び所在別の数量及び価額）
(七) 匿名組合契約の出資の持分	種類別（匿名組合の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額 ^(注1)
(八) 未決済信用取引等に係る権利	種類別（信用取引及び発行日取引の別並びに銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額 ^(注1)
(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利	種類別（先物取引、オプション取引、スワップ取引等の別及び銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額 ^(注1)
(十) 貸付金	用途別及び所在別の価額
(十一) 未収入金（受取手形を含む。）	用途別及び所在別の価額
(十二) 書画骨とう及び美術工芸品	種類別（書画、骨とう及び美術工芸品の別）、用途別及び所在別の数量及び価額（1点10万円未満のものを除く。）
(十三) 貴金属類	種類別（金、白金、ダイヤモンド等の別）、用途別及び所在別の数量及び価額
(十四) (四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産	種類別（(四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産について、適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び価額（一個又は一組の価額が10万円未満のものを除く。）
(十五) その他の財産	種類別（(一)から(十四)までに掲げる財産以外の財産について、預託金、保険の契約に関する権利等の適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び価額

(注) 1 「(六) 有価証券」（特定有価証券を除きます。）、「(七) 匿名組合契約の出資の持分」、 「(八) 未決済信用取引等に係る権利」及び「(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利」に区分される財産に係る「取得価額」は、財産債務調書を提出し、国外送金等調書第6条の2第5項の規定により、その財産債務調書にこれらの財産についての記載を要しないとされた方が記載することとなります（国外送金等調書規則別表第一備考三）（取得価額の算定等については、問25をご参照ください。）。

2 「特定有価証券」とは所得税法施行令第170条第1項に規定する有価証券をいい、具体的

には、次に掲げる有価証券で所得税法第 161 条第 1 項第 12 号に掲げる国内源泉所得を生ずべきものをいいます（国外送金等調書規則別表第一備考四）。

- ・ 所得税法施行令第 84 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式等で、同項に規定する譲渡についての制限が解除されていないもの
- ・ 所得税法施行令第 84 条第 3 項各号に掲げる権利（一定の新株予約権など）でその権利を行使したならば同項の規定の適用のあるものを表示する有価証券

【参考】財産の所在欄に記載すべき氏名又は名称等に関する記載事項

財産の区分	氏名又は名称
(五) 預貯金	預貯金を預け入れている金融機関の名称及び支店名
(六) 有価証券	有価証券の保管等を委託している場合には、有価証券取引に係る金融機関の名称及び支店名
(七) 匿名組合契約の出資の持分	金融機関に取引を委託している場合には、その名称及び支店名
(八) 未決済信用取引等に係る権利	金融機関に取引を委託している場合には、信用取引等に係る金融機関の名称及び支店名
(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利	金融機関に取引を委託している場合には、デリバティブ取引に係る金融機関の名称及び支店名
(十) 貸付金	貸付金に係る債務者の氏名又は名称
(十一) 未収入金（受取手形を含む。）	未収入金に係る債務者の氏名又は名称
(十五) その他の財産	預託金等の預入れ先の氏名又は名称

【財産の所在】

問 6 国外財産調書への記載の対象となる「国外財産」であるかどうかは、どのような基準に基づき判定するのですか。

(答)

- 国外財産調書への記載の対象となる「国外財産」とは、「国外にある財産」をいうこととされています（国外送金等調書法 2 二十一）。
- 財産が「国外にある」かどうかは、相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定の定めるところにより判定することとされています（国外送金等調書法 5 ③、国外送金等調書令 10①）。
- ただし、有価証券等^(注1)が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿^(注2)に記載等がされているものである場合等におけるその有価証券等の所在については、上記にかかわらず、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在によることとされています（国外送金等調書令 10②、国外送金等調書規則 12③ただし書、④、通達 5－8）。

(注) 1 「有価証券等」とは具体的には次のものをいいます。

- ① 貸付金債権（相続税法第 10 条第 1 項第 7 号に掲げる財産）に係る有価証券
- ② 社債若しくは株式、法人に対する出資又は外国預託証券（相続税法第 10 条第 1 項第 8 号に掲げる財産）
- ③ 集団投資信託又は法人課税信託に関する権利（相続税法第 10 条第 1 項第 9 号に掲げる財

産)に係る有価証券

- ④ 国債又は地方債（相続税法第 10 条第 2 項に規定する財産）
 - ⑤ 外国等の発行する公債（相続税法第 10 条第 2 項に規定する財産）
 - ⑥ 抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書（国外送金等調書規則第 12 条第 3 項第 2 号に規定する財産）
 - ⑦ 組合契約等に基づく出資（国外送金等調書規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する財産）に係る有価証券
 - ⑧ 信託に関する権利（国外送金等調書規則第 12 条第 3 項第 4 号に規定する財産）に係る有価証券
- 2 「振替口座簿」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に規定する振替口座簿をいい、外国におけるこれに類するものを含みます。

○ 財産の種類ごとの「所在」の具体的な内容については、次表をご参照ください。

[参考] 財産の所在

	財産の種類	所在	
1	動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利	その動産又は不動産の所在	
2	1のうち、船舶又は航空機	船籍又は航空機の登録をした機関の所在 ^(注1)	
3	鉱業権若しくは租鉱権又は採石権	鉱区又は採石場の所在	
4	漁業権又は入漁権	漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画	
5	金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金 ^(注2)	その預金等の受入れをした営業所又は事業所の所在	
6	保険金（保険の契約に関する権利を含む。） ^(注3)	その保険の契約に係る保険会社等の本店又は主たる事務所の所在	
7	退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（一定の年金又は一時金に関する権利を含む。） ^(注4)	その給与を支払った者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在	
8	貸付金債権	その債務者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在 ^(注5)	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在 ^(注8)
9	社債若しくは株式（株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。）を含む。）、法人に対する出資又は外国預託証券 ^(注6、7)	その社債若しくは株式の発行人、その出資のされている法人又は外国預託証券に係る株式の発行人の本店又は主たる事務所の所在	
10	集団投資信託又は法人課税信託に関する権利	これらの信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在	
11	特許権、実用新案権、意匠権若しくはこれらの実施権で登録されているもの、商標権又は回路配置利用権、育成者権若しくはこれらの利用権で登録されているもの	その登録をした機関の所在	
12	著作権、出版権又は著作隣接権でこれらの権利の目的物が発行されているもの	これを発行する営業所又は事業所の所在	
13	1から12までの財産を除くほか、営業所又は事業所を有する者の営業上又は事業上の権利	その営業所又は事業所の所在	
14	国債又は地方債	この法律の施行地（国内）	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在 ^(注8)
15	外国又は外国の地方公共団体その他これに準ずるものの発行する公債	その外国	
16	預託金又は委託証拠金その他の保証金（5に該当する財産を除く。）	その預託金等の受入れをした営業所又は事務所その他これらに類するものの所在	
17	抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書	その有価証券の発行者の本店又は主たる事務所の所在	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在 ^(注8)
18	組合契約等に基づく出資	組合契約等に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに類するものの所在	
19	信託に関する権利	その信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに類するものの所在	
20	未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引に係る権利	これらの取引に係る契約の相手方である金融商品取引業者等の営業所、事業所その他これらに類するものの所在	
21	1から20までに掲げる財産以外の財産	その財産を有する者の住所（住所を有しない場合は居所）の所在	

- (注) 1 船籍のない船舶については、相基通10-1に基づき、動産としてその所在を判定します。
- 2 「金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金」とは、相続税法施行令第1条の13各号に掲げるものをいいます。
- 3 「保険の契約に関する権利」の所在については、国外送金等調書規則第12条第2項の規定の適用があります。
- 4 「一定の年金又は一時金に関する権利」とは、相続税法施行令第1条の3各号に掲げる年金又は一時金に関する権利（これらに類するものを含みます。）をいいます。
- 5 債務者が2以上ある場合には、主たる債務者とし、主たる債務者がいないときは、相続税法施行令第1条の14の規定により判定した一の債務者となります。
- 6 「外国預託証券」とは、相続税法施行令第1条の15第1項に規定する外国預託証券をいいます。
- 7 「株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。）」の所在については、国外送金等調書規則第12条第2項の規定の適用があります。
- 8 左記の財産に係る有価証券が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合の取扱いです。

問7 国外財産の所在については、「国名及び住所等」を記載することとされていますが、「国名」は正式名称で記載する必要がありますか。

(答)

- 「国名」の記載に当たっては、一般的に広く使用されている略称で記載して差し支えありません（通達5-5(3)）。

【財産の用途】

問8 国外財産調書の記載については、国外財産の用途別（一般用及び事業用の別）に行うこととされています。保有する財産の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、どのように判定すればよいのですか。

(答)

- 国外財産の用途の「事業用」とは国外財産調書を提出する方の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とはその事業又は業務以外の用に供することをいいます（国外送金等調書規則別表第一備考一）。
- したがって、国外財産の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、その国外財産を上記の事業又は業務の用に供しているか否かにより判定することとなります。

問9 国外財産の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 国外財産調書に記載すべき財産の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合には、一般用部分と事業用部分とを区分することなく、国外財産調書に記載することができます。その場合には、国外財産調書の記載に当たり、「用途」欄には「一般用、事業用」と記載し、「価額」欄は、用途別に区分することなく算定した財産の価額を記載して差し支えありません（通達5-5(1)）。

【財産の価額の算定】

問10 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、その年の12月31日における時価によらなければならないのですか。

(答)

- 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法5③、国外送金等調書令10④、国外送金等調書規則12⑤）。
- これは、国外財産の価額について、その年の12月31日における「時価」の算定が困難な場合等も考えられることから、時価に準ずるものとして「見積価額」によることを認めることとしているものです。
- したがって、国外財産調書に記載する財産の価額は、その財産の「時価」ではなく「見積価額」を算定して記載しても差し支えありません。

- なお、「時価」については問 11 を、「見積価額」については問 12 を、それぞれご参照ください。

問 11 国外財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。

(答)

- 国外財産の「時価」とは、その年の 12 月 31 日における国外財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます（通達 5－9 前段）。

その価額は、国外財産の種類に応じて異なりますが、例えば、動産及び不動産等については専門家による鑑定評価額、上場株式等^(注)については金融商品取引所等の公表するその年の 12 月 31 日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格（通達 5－9 前段括弧書））等となります。

(注) 「上場株式等」には、金融商品取引所に上場されている株式等のほか、登録銘柄等の公表相場があるものを含みます。

問 12 国外財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。また、国外財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、国外財産の種類ごとに具体的に教えてください。

(答)

- 国外財産の「見積価額」とは、その国外財産の種類等に応じた次の価額をいいます（国外送金等調書規則 12⑤、通達 5－9 後段、5－11）。

① 事業所得の基因となる棚卸資産

その年の 12 月 31 日における「棚卸資産の評価額」

② 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に係る減価償却資産

その年の 12 月 31 日における「減価償却資産の償却後の価額」

③ 上記①及び②の財産以外の財産

その年の 12 月 31 日における「国外財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額」

- なお、上記③の合理的な方法により算定された国外財産の「見積価額」とは、例えば、次のような方法により算定された価額をいいます（通達 5－10）。

国外財産の種類	見積価額の算定方法
土地	<p>○ 次のいずれかの方法により算定した価額</p> <p>(1) 外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の 12 月 31 日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額</p> <p>(2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額</p> <p>(注) 具体的には、取得価額に合理的な価格変動率を乗じて、その年の 12 月 31 日における見積価額を算定します。この場合の合理的な価格変動</p>

国外財産の種類	見積価額の算定方法
	<p>率は、その国の統計機関（統計局、統計庁など）が公表する不動産に関する統計指標等を参考にして求めることができます。</p> <p>なお、統計機関は、様々な統計指標をインターネット上に公開しており（国により掲載情報は異なります。）、日本の総務省統計局のホームページ上に、「外国政府の統計機関」として、様々な国の統計機関のホームページへのリンクが掲載されています。</p> <p>(https://www.stat.go.jp/info/link/5.html)</p> <p>(3) その年の翌年1月1日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額</p>
建物	<p>○ 次のいずれかの方法により算定した価額</p> <p>(1) 上記「土地」の(1)から(3)までに掲げる価額</p> <p>(2) 業務の用に供する資産以外のものである場合には、その財産の取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額</p> <p>(注) 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の12月31日までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年として計算します。）の償却費の額の合計額とします。</p> <p>また、償却方法は、定額法によるものとし、その耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。</p>
山林	<p>○ 上記「土地」の(1)から(3)までに掲げる価額</p>
預貯金	<p>○ その年の12月31日における預入高</p> <p>(注) 定期預金（定期貯金を含みます。以下「定期預金等」といいます。）で、その年の12月31日において当該定期預金等に係る契約において定める預入期間が満了していないものについては、当該契約の時に預け入れた元本の金額を見積価額として差し支えありません。</p>
有価証券 (金融商品取引所等に 上場等されている有価 証券以外の有価証券)	<p>○ 次のいずれかの方法により算定した価額</p> <p>(1) その年の12月31日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額</p> <p>(2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から国外財産調書の提出期限までにその有価証券を譲渡した場合における譲渡価額</p> <p>(3) (1)及び(2)がない場合には、次の価額</p> <p>イ 株式については、当該株式の発行法人のその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額</p> <p>ロ 新株予約権については、その目的たる株式がその年の12月31日における金融商品取引所等の公表する最終価格がないものである場合には、同日におけるその目的たる株式の見積価額から1株当た</p>

国外財産の種類	見積価額の算定方法
	<p>りの権利行使価額を控除した金額に権利行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額</p> <p>(注) 「同日におけるその目的たる株式の見積価額」については、(1)・(2)・(3)イの取扱いに準じて計算した金額とすることができます。</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)がない場合には、取得価額</p>
匿名組合契約の出資の持分	<p>○ 匿名組合事業に係るその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合の純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。</p> <p>ただし、営業者等から計算書等の送付等がない場合には、出資額によることとして差し支えありません。</p>
未決済信用取引等に係る権利	<p>○ 金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のその年の12月31日の最終の売買の価格(公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。)に基づき、同日において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額</p>
未決済デリバティブ取引に係る権利	<p>○ 次の(1)又は(2)の方法により算定した価額</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場等されているデリバティブ取引</p> <p>取引所において公表されたその年の12月31日の最終の売買の価格(公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。)に基づき、同日において当該デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額(以下(2)において「みなし決済損益額」といいます。)</p> <p>(2) 上記(1)以外のデリバティブ取引</p> <p>イ 銀行、証券会社等から入手した価額(当該デリバティブ取引の見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法に基づいて算定されたこれらの者の提示価額に限ります(以下イにおいて同じです。))に基づき算出したみなし決済損益額(その年の12月31日における価額がこれらの者から入手できない場合には、これらの者から入手したその年の12月31日前の同日に最も近い日における価額に基づき算出したみなし決済損益額)</p> <p>ロ 上記イにより計算ができない場合には、備忘価額として1円</p>
貸付金	<p>○ その年の12月31日における貸付金の元本の額</p>

国外財産の種類	見積価額の算定方法
未収入金 (受取手形を含み ます。)	○ その年の12月31日における未収入金の元本の額
書画骨とう及び 美術工芸品並び に貴金属類	○ 次のいずれかの方法により算定した価額 (1) その年の12月31日における売買実例価額(同日における売買実 例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中 の売買実例価額)のうち、適正と認められる売買実例価額 (2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から国外財産 調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額 (3) (1)及び(2)による価額がない場合には、取得価額
現金、書画骨とう及 び美術工芸品並びに 貴金属類以外の動産	○ 家具、什器備品、自動車、船舶や航空機などの財産で、業務の用に供 する資産以外の資産である場合は、取得価額から、その年の12月31日 における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額 (注) 1 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時 からその年の12月31日までの期間(その期間に1年未満の端数が あるときは、その端数は1年として計算します。)の償却費の額の合計 額とします。 また、償却方法は、定額法によるものとし、その耐用年数は、減価 償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。 2 家庭用動産で、かつ、その取得価額が100万円未満のものである場 合には、その年の12月31日における当該財産の見積価額について は、10万円未満のものであると取り扱って差し支えありません。

問 13 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。

(答)

- 財産評価基本通達では、相続税及び贈与税の課税価格の計算の基礎となる各財産の評価方法に共通する原則や各種の財産の評価単位ごとの評価の方法を定めています。

国外財産調書に記載する国外財産の価額についても、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額として差し支えありません。

[参考] 財産評価基本通達 5-2 (国外財産の評価)

国外にある財産の価額についても、この通達で定める評価方法により評価することに留意する。

なお、この通達の定めによって評価することができない財産については、この通達で定める評価方法に準じて、又は売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価するものとする。

(注) この通達の定めによって評価することができない財産については、課税上弊害がない限り、その財産の取得価額を基にその財産が所在する地域若しくは国におけるその財産と同一種類の財産の一般的な価格動向に基づき時点修正して求めた価額又は課税時期後にその財産を譲渡した場合における譲渡価額を基に課税時期現在の価額として算出した価額により評価することができる。

【事業用財産を保有している場合の取扱い】

問 14 不動産賃貸業を営んでいます。所得税の確定申告において、国外に所在する賃貸用建物を青色申告決算書（又は収支内訳書）の「減価償却費の計算」欄に減価償却資産として記載していますが、この場合、国外財産調書にも同じ内容を記載する必要がありますか。

(答)

- 国外財産調書には、国外財産を国外送金等調書規則別表第一に規定する財産の区分（問 5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法 5 ①本文、③、国外送金等調書令 10⑦、国外送金等調書規則 12①）。
 - ただし、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供する減価償却資産を保有し、所得税の確定申告において所得税法施行規則第 47 条の 3 の確定申告書に添付すべき書類（収支内訳書）又は同規則第 65 条第 1 項の青色申告書に添付すべき書類（青色申告決算書）の「減価償却費の計算」欄に所得税法第 2 条第 1 項第 19 号に規定する減価償却資産として同資産を記載している場合には、国外財産調書にその減価償却資産の価額^(注)の総額を記載することとして差し支えありません（通達 5-5(4)）。
- (注) その年の 12 月 31 日における減価償却資産の償却後の価額をいいます（国外送金等調書規則 12⑤）。
- お尋ねの建物については、不動産所得を生ずべき事業又は業務の用に供する減価償却資産に該当しますので、当該建物を収支内訳書又は青色申告決算書に減価償却資産として記載している場合には、所在別に区分することなく、その価額の総額を記載することとして差し支えありません。この場合において、国外財産調書の提出義務の判定のための財産の価額の合計額の算定に当たっては、総額で記載することとした財産も含める必要があります（通達 5-1）。

【財産を共有している場合の取扱い】

問 15 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

- 国外財産調書に記載する国外財産が共有財産である場合は、その財産の価額は次により算定します（通達 5-15）。
- ① 持分が定まっている場合
その財産の価額をその共有者の持分に応じてあん分した価額
 - ② 持分が定まっていない場合（持分が明らかでない場合を含みます。）
その財産の価額を各共有者の持分は相等しいものと推定し、その推定した持分に応じてあん分した価額
- したがって、お尋ねの持分が明らかでない共有財産である別荘の価額については、各共有者の持分は相等しいものと推定し、その時価又は見積価額の 2 分の 1 の価額を国外財産調書に記載します。
 - なお、外国においては、財産の共有形態として、「joint account」、「joint tenancy」、「tenants

in common」といった形態がありますが、これらの共有形態で保有する財産の価額についても、上記と同様に算定します。

【相続により財産を取得した場合の取扱い】

問 16 国外財産調書の提出義務の判断に当たって、国外財産の相続があった場合におけるその価額の算定方法について教えてください。

(答)

○ 国外財産調書の提出義務については、その年の12月31日において判断することから、相続人の国外財産調書の提出義務については、次の価額により判断することになります（国外送金等調書法5①本文、国外送金等調書令10⑥、通達5-15）。

① その年の12月31日において相続により取得した国外財産の全部又は一部が共同相続人によって分割されていない場合には、その分割されていない国外財産については、各共同相続人が民法（第904条の2を除きます。）の規定による相続分に従ってその国外財産を取得したものと計算した価額

② 上記以外の場合には、それぞれが分割により取得した財産の価額

(参考1) 相続開始年の年分の国外財産調書については、相続国外財産を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額から相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します。

(参考2) 遺産分割には遡及効があることから（民法909）、遺産分割が行われた場合、相続人は、相続開始時に遡って、被相続人の国外財産を取得することとなりますが、当該遡及効は、遺産分割までの共有状態まで否定するものではありません。

すなわち、国外財産調書の提出後に遺産分割が行われた場合であっても、原則として、その年の12月31日における共有状態（遺産分割前の共有状態）でその提出義務を判断することになるため、遺産分割により実際に取得した財産の価額で再計算した国外財産調書を再提出（法定相続分であん分した価額により提出義務がないと判断していた場合は、新たに提出）する必要はありませんが、遺産分割の結果を踏まえ、訂正した国外財産調書を再提出（又は提出）いただいても差し支えありません。

問 17 昨年、親が亡くなったため、親の財産を相続する予定です。昨年の12月31日において自分自身が保有している国外財産の価額の合計額は4,000万円ですが、親から相続する予定の国外財産の価額を合わせると、5,000万円を超えられます。この場合、国外財産調書を提出する必要がありますか。

(答)

○ 相続開始年の年分の国外財産調書については、相続国外財産を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額から相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します（国外送金等調書法5②）。

○ お尋ねの場合については、相続により取得する予定の国外財産を除外して計算した国外財産

の価額の合計額は4,000万円となり、価額の合計額が5,000万円を超えないことから、相続開始年の年分の国外財産調書を提出しないことを選択できます。

国外財産調書の提出義務者については、問2をご参照ください。

- なお、相続開始年の翌年以降については、その年の12月31日において保有している国外財産の価額に相続国外財産の価額を含めて国外財産調書の提出義務を判断することになります（遺産分割が未了の場合における相続国外財産の価額の算定方法については、問16をご参照ください。）。

【外貨で表示されている財産の邦貨換算】

問18 国外財産調書に記載する国外財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている国外財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。

(答)

- 国外財産の価額が外国通貨で表示される場合における当該国外財産の価額の本邦通貨への換算は、その年の12月31日における外国為替の売買相場により行うものとされています（国外送金等調書法5③、国外送金等調書令10⑤）。
- 具体的には、国外財産調書を提出する方の取引金融機関が公表するその年の12月31日における最終の対顧客直物電信買相場（TTB）又はこれに準ずる相場（同日にこれらの相場がない場合には、同日前のこれらの相場のうち、同日に最も近い日のこれらの相場）により邦貨に換算し、国外財産調書に記載することとされています（通達5-14）。
- なお、国外財産が預貯金等で、取引金融機関が特定されている場合には、その預貯金等を預け入れている金融機関が公表する上記の相場により邦貨に換算します。

【国外財産調書と財産債務調書の関係】

問19 「財産債務調書」を提出する場合でも、保有する国外財産の価額の合計額が5,000万円を超える場合は、国外財産調書を提出する必要があるのですか。

(答)

- 「財産債務調書」の提出が必要な方^(注)であっても、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産（相続開始年の年分の国外財産調書については、相続国外財産は除くことができます。問2参照）を有する方は、国外財産調書の提出も必要になります（国外送金等調書法5①本文）。

(注) 次の(1)又は(2)に該当する方は、「財産債務調書」の提出が必要になります（国外送金等調書法6の2①本文、③前段、国外送金等調書令12の2⑦）。詳細は、「財産債務調書制度（FAQ）」の問2をご参照ください。

- (1) 次のイ又はロに該当する方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額^(注1)が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。）を有する方

イ 所得税の確定申告書を提出すべき方

ロ 所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額、年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額及び令和6年分の所得税の定額減税額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限ります。）を提出することができる方

(2) 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者の方（上記(1)により財産債務調書を提出しなければならない方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方^(注2)

(注) 1 「各種所得金額の合計額」には、①源泉分離課税の所得、②平成28年1月1日以後に支払を受けるべき一定の公社債の利子等のうち確定申告をしないことを選択したもの、③少額な配当所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、④内国法人から支払を受ける一定の上場株式等に係る配当等のうち確定申告をしないことを選択したもの、⑤源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得のうち確定申告をしないことを選択したものは含まれません。

2 令和5年分以後の財産債務調書について適用されます。

- この場合、「財産債務調書」には国外財産に係る事項（当該国外財産の価額を除きます。）の記載を要しないこととされていますので（国外送金等調書法6の2⑤）、「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」には、「国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「国外財産調書に記載した国外財産のうち国外転出特例対象財産の価額の合計額」を記載してください（記載箇所については、次の「[参考]『財産債務調書』に係る国外財産の価額の記載箇所」及び「[参考]『財産債務調書合計表』に係る国外財産の価額の記載箇所」をご参照ください。）。なお、国外に存する債務については「財産債務調書」に記載する必要があります。

[参考] 「財産債務調書合計表」に係る国外財産の価額の記載箇所（「国外財産調書」を提出する場合）

FA 6003

税務署長 令和 年 月 日 令和 年 12月 31日 財産債務調書合計表

〒 個人番号 フリガナ 氏名 性別 職業 電話番号 (自宅・勤務先・携帯) 国外財産調書の提出有 整理番号

住所 (又は事業所事務所居所など)

提出用 平成二十八年十二月三十一日分以降用 ※ 特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑩欄からの記載は要しません。

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑮	
建物 ②		貴金属類 ⑯	
山林 ③		動産 (④、⑤、⑯以外) ⑰	
現金 ④		保険の契約に関する権利 ⑱	
預貯金 ⑤		株式に関する権利 ⑲	
有価証券 (特定有価証券を除く)		その他 ⑳	
上場株式 ⑥		預託金等 ㉑	
取得価額 ㉗		組合等に対する出資 ㉒	
非上場株式 ⑦		信託に関する権利 ㉓	
取得価額 ㉘		無体財産権 ㉔	
株式以外の有価証券 ⑧		暗号資産 ㉕	
取得価額 ㉙		その他の財産 (上記以外) ㉖	
特定有価証券※ ⑨		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉗	
匿名組合契約の出資の持分 ⑩		財産の価額の合計額 ㉘	
取得価額 ㉚		国外財産調書に記載した国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉙	
未決済信用取引等に係る権利 ⑪		国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉚	
取得価額 ㉛		債務の区分	債務の金額
未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫		借入金 ⑳	
取得価額 ㉜		未払金 ㉑	
貸付金 ⑬		その他の債務 ㉒	
未収入金 ⑭		債務の金額の合計額 ㉓	

備考 (訂正等で再提出する場合はその旨ご記載ください。)

税理士 署名 電話番号

整理欄 通信日付印 確認 異動年月日 身元確認 枚数 区分 A B C D E F G H I

(R3.4)

「㉗ 国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「㉘ 国外財産調書に記載した国外転出特例対象財産の価額の合計額」を記載する。

II 国外財産調書の記載・価額の算定等（各財産に関する内容）

【土地・建物】

問 20 国内の事業者を通じて国外に所在する不動産を購入しました。この不動産は国外財産調書への記載の対象となる国外財産に該当しますか。

(答)

- 保有する不動産が「国外にある」かどうかは、その不動産の所在により判定することとされています（国外送金等調書令 10①、相続税法 10①一）。
そのため、国外に所在する不動産については、国外財産調書への記載の対象となります。

問 21 国外に避暑用のコンドミニアム（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 国外財産調書の記載については、国外送金等調書規則別表第一に規定する財産の区分（問 5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」などを記載することとされています（国外送金等調書法 5 ①本文、③、国外送金等調書令 10⑦、国外送金等調書規則 12①）。
- なお、同別表に規定する 2 以上の財産の区分からなる財産について、それぞれの財産の区分に分けて財産の価額を算定することが困難な場合には、これらの財産は一体のものとしてその財産の価額を算定し、いずれかの財産の区分にまとめて記載することができます（通達 5-5 (2)）。
- お尋ねのコンドミニアム（土地付建物）については、国外財産調書の各欄に次のとおり記載してください。

[参考] 2 以上の財産からなる国外財産に係る国外財産調書（各欄）の記載要領

各 欄	記 載 要 領
国外財産の区分	「建物」
用 途	「一般用」
所 在	コンドミニアムが所在する「国名」及び「住所」
数 量	上段に「戸数」、下段に「床面積」
価 額	建物及び土地の合計額
備 考	価額には「土地を含む」旨

【預貯金】

問 22 国内に本店のある銀行の国内支店に外貨預金口座を開設していますが、この外貨預金は国外財産調書への記載の対象となる国外財産に該当しますか。

(答)

- 金融機関に預け入れている預貯金が「国外にある」かどうかは、円建て、外貨建てであるかを問わず、その預金等の受入れをした金融機関の営業所又は事業所の所在で判定することとされています（国外送金等調書令 10①、相続税法 10①四、相続税法施行令 1 の 13）。

- そのため、国内支店に開設した口座に預け入れている外貨預金については、国外財産調書への記載の対象にはなりません。

(注) 外国銀行の国内支店に預け入れている預金についても、同様に判定します(国外財産調書への記載の対象にはなりません。)

【有価証券】

問 23 有価証券等が「国外にある」かどうかは、具体的にどのように判定するのですか。

(答)

- 財産が「国外にある」かどうかは、相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定の定めるところにより判定することとされています(国外送金等調書法 5 ③、国外送金等調書令 10①)。
- ただし、有価証券等が金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合等におけるその有価証券等の所在については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在により判定することとされています(国外送金等調書令 10②、国外送金等調書規則 12③ただし書、④、通達 5-8)(問 6 参照)。
- 有価証券等に係る所在の判定の取扱いを整理すると次のとおりとなります。

	国内有価証券等 ^(注1)	外国有価証券等 ^(注2)
国内金融機関の 口座 ^(注3) で管理	国内	国内
国外金融機関の 口座 ^(注4) で管理	国外	国外
上記以外	国内	国外

- (注) 1 「国内有価証券等」とは、本店又は主たる事務所が国内に所在する法人が発行する有価証券をいいます。
 2 「外国有価証券等」とは、本店又は主たる事務所が国外に所在する法人が発行する有価証券をいいます。
 3 「国内金融機関の口座」とは、国内にある金融商品取引業者等の営業所等に開設した口座をいいます。
 4 「国外金融機関の口座」とは、国外にある金融商品取引業者等の営業所等に開設した口座をいいます。

問 24 外国法人のストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。

(答)

- スtockオプションに関する権利については、その目的となっている株式の種類に応じて、例えば、次の算式で計算した金額をその財産の価額として差し支えありません(通達 5-10(5))。

【計算式】

$$\left(\begin{array}{l} \text{「その年の12月31日におけるストックオプションの対象となる株式の価額} \\ \text{— 「1株当たりの権利行使価額」} \end{array} \right) \times \text{「権利行使により取得することができる株式数」}$$

- なお、上記算式の「その年の12月31日におけるストックオプションの対象となる株式の価額」に

については、例えば、金融商品取引所等に上場等されている株式の場合には、金融商品取引所等が公表するその年の12月31日の最終価格により、また、金融商品取引所等に上場等されていない株式の場合には、適正と認められる売買実例価額などによって価額を算定します（問11、12参照）。

- また、その年の12月31日が権利行使可能期間内に存しないストックオプションに関する権利については、国外財産調書への記載を要しません（通達5-6(2)）。
- そのほか、株価を指標としてその価値相当額を現金で支給することとされている自社株連動型報酬（ファントム・ストック）に関する権利や、一定期間経過後に株式を無償取得することができる権利である制限株式ユニット（RSU）についても、上記と同様に算定して差し支えありません。

問25 有価証券等の取得価額を記載する必要がある場合とは、どのような場合ですか。また、取得価額を記載する必要がある場合、どのように取得価額を算定すればよいのですか。

(答)

- 国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項（当該国外財産の価額を除きます。）については、財産債務調書への記載を要しないこととされています（国外送金等調書法6の2⑤）。
- この場合、国外財産調書に記載した「(六) 有価証券」（特定有価証券（問5 [参考] (注) 2参照）を除きます。）、「(七) 匿名組合契約の出資の持分」、「(八) 未決済信用取引等に係る権利」及び「(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利」に区分される財産については、その年の12月31日における価額のほか、取得価額の記載が必要となります（国外送金等調書規則別表第一備考三）。
- したがって、国外財産調書と財産債務調書とを提出する方が、国外財産である有価証券等に関する事項を国外財産調書に記載するに当たっては、その有価証券等（特定有価証券を除きます。）の取得価額も記載する必要があります。
- これらの財産に係る取得価額については、次のように算定することができます（通達5-12）。

財産の種類	取得価額の算定方法
有価証券・匿名組合契約の出資の持分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの方法により算定した価額 <ul style="list-style-type: none"> (1) 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額 (2) 相続（限定承認を除きます。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認を除きます。）又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額 (3) (1)、(2)その他合理的な方法により算出することが困難である場合には、次の価額 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額

	ロ その年の 12 月 31 日における当該財産の価額の 100 分の 5 に相当する価額
未決済信用取引等に係る権利・未決済デリバティブ取引に係る権利	○ 当該財産のその年の 12 月 31 日における価額を、同日においてそれらの取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額により記載する場合には（問 12 参照）、当該財産の取得価額は零とします。

【貸付金】

問 26 国外に設立した法人に対して、事業運転資金として金銭を貸し付けていますが、この貸付金は国外財産調書への記載の対象となる国外財産に該当しますか。なお、この法人の本店所在地は国外にあります。

(答)

- 貸付金（貸付金債権）が「国外にある」かどうかは、その貸付金の債務者である法人の本店等の所在により判定することとされています（国外送金等調書令 10①、相続税法 10①七）。
- そのため、債務者である法人の本店の所在が国外にある貸付金（貸付金債権）については、国外財産調書への記載の対象になります。

【家庭用動産】

問 27 国外に多数の家庭用動産を保有しています。この家庭用動産について、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 国外財産調書の記載については、国外送金等調書規則別表第一に規定する財産の区分（問 5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」などを記載することとされています（国外送金等調書法 5 ①本文、③、国外送金等調書令 10⑦、国外送金等調書規則 12①）。
- 家庭用動産については、「現金」、「書画骨とう及び美術工芸品」又は「貴金属類」に区分されるものを除き、「その他の動産」に区分されます（国外送金等調書規則別表第一、通達 5-4 (3)）。
- また、「その他の動産」に区分される財産のうち、一個又は一組の価額が 10 万円未満のものについては、国外財産調書への記載を要しないこととされています（国外送金等調書規則別表第一）。したがって、「その他の動産」に区分される家庭用動産を国外財産調書に記載するに当たっては、一個又は一組の価額が 10 万円以上のものについて、種類別、所在別にその数量と価額を記載することとなります。
- ただし、「その他の動産」に区分される家庭用動産のうち、一個又は一組の取得価額が 100 万円未満のものについては、その年の 12 月 31 日における見積価額が 10 万円未満のものとして取り扱って差し支えないこととされていますので（通達 5-10(12)注書）、その動産については、国外財産調書への記載を要しないこととなります。

- なお、国外財産調書への記載を要しないこととなる「その他の動産」については、国外財産調書の提出義務の判定のための財産の価額の合計額の算定に当たり、その価額を含めないこととして差し支えありません。

問 28 国外に多数の指輪やネックレスなどを保有しています（事業用ではありません。）。この場合、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。

（答）

- 国外財産調書の記載については、国外送金等調書規則別表第一に規定する財産の区分（問 5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」などを記載することとされています（国外送金等調書法 5 ①本文、③、国外送金等調書令 10⑦、国外送金等調書規則 12①）。
- 家庭用動産については、「現金」、「書画骨とう及び美術工芸品」又は「貴金属類」に区分されるものを除き、「その他の動産」に区分されますが（国外送金等調書規則別表第一、通達 5-4 (3)、貴金属類のうち装身具として用いられるものについては、その用途が事業用であるものを除き、「その他の動産」に該当するものと取り扱って差し支えありません（通達 5-4 (3)注書）。
- また、「その他の動産」に区分される財産のうち、一個又は一組の価額が 10 万円未満のものについては、国外財産調書への記載を要しないこととされています（国外送金等調書規則別表第一）。したがって、指輪やネックレスなどの装身具のうち、一個又は一組の価額が 10 万円以上のものについては、「その他の動産」に区分される財産として国外財産調書に記載することとなります。
- ただし、「その他の動産」に区分される家庭用動産のうち、一個又は一組の取得価額が 100 万円未満のものについては、その年の 12 月 31 日における見積価額が 10 万円未満のものとして取り扱って差し支えないこととされていますので（通達 5-10(12)注書）、その動産については、国外財産調書への記載を要しないこととなります。
- なお、国外財産調書への記載を要しないこととなる「その他の動産」については、国外財産調書の提出義務の判定のための財産の価額の合計額の算定に当たり、その価額を含めないこととして差し支えありません。

【保険・保険契約に基づく定期金に関する権利】

問 29 以前、国外に居住していた際、外国の生命保険会社（国内に営業所等はありません。）の生命保険に加入し現在も引き続き加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。

(答)

- 生命保険（共済を含みます。）に関する権利については、その年の 12 月 31 日にその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を、その財産の価額として差し支えありません（通達 5-10(13)イ）。

なお、加入している生命保険契約が、満期返戻金を定期金（年金形式）で受け取ることができる内容のものであっても同様の方法により価額を算定します。

(注) 損害保険契約に関する権利の価額についても、同様の方法で算定します。

- ただし、保険会社等から、その年中の 12 月 31 日前の日においてその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を入手している場合には、その額をその財産の価額として差し支えありません（通達 5-10(13)イただし書）。

問 30 以前、国外に居住していた際に加入していた外国の生命保険会社（国内に営業所等はありません。）から、生命保険契約に基づく定期金（年金）を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。

(答)

- 給付事由が発生している生命保険（共済を含みます。）に関する権利については、その年の 12 月 31 日にその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を、その財産の価額として差し支えありません（通達 5-10(13)イ）。

(注) 損害保険契約に関する権利の価額についても、同様の方法で算定します。

- ただし、保険会社等から、その年中の 12 月 31 日前の日においてその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を入手している場合には、その額をその財産の価額として差し支えありません（通達 5-10(13)イただし書）。

【国外で加入した確定拠出型年金に関する権利】

問 31 以前、国外に居住し仕事をしていた際に加入していた確定拠出型年金があります。将来は年金として受け取る予定ですが、その価額はどのように算定すればよいのですか。

(答)

- 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度による保険（共済を含みます。）に関する権利については、その年の 12 月 31 日にその保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を、その財産の価額として差し支えありません（通達 5-10(13)イ）。

- ただし、保険会社等から、その年中の 12 月 31 日前の日においてその保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を入手している場合には、その額をその財産の価額として差し支えありません（通達 5-10(13)イただし書）。

【預託金等】

問 32 外国にあるリゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、外国のリゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も国外財産調書への記載の対象になりますか。

(答)

- リゾート施設を利用するための会員権の取得に際し支払った預託金又は委託証拠金その他の保証金（以下「預託金等」といいます。）で、その年の12月31日において退会することとした場合に、直ちに返還を受けることができるものについては、国外財産調書への記載の対象になります。
- なお、国外財産調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日に返還を受けることができる預託金等の額によることとして差し支えありません。

【民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資】

問 33 不動産投資を目的とした外国のパートナーシップに対して出資していますが、国外財産調書には出資額を記載すればよいのですか。

(答)

- 民法に規定する組合契約等に類する外国のパートナーシップのように、そのパートナーシップ自体が営利を目的として事業を行うことができる事業体に対する出資については、その事業体の実情に応じて、例えば、次の金額をその財産の価額として差し支えありません（通達5-10(13)ハ）。
 - (1) その事業体が行う事業に係る計算書等の送付等がある場合
「その年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき計算したその事業体の純資産価額又は利益の額」×「自己の出資割合」により計算した金額
 - (2) その事業体が行う事業に係る計算書等の送付等がない場合
出資額

【信託に関する権利】

問 34 保有している外国国債を外国の金融機関（国内に営業所等はありません。）に信託して運用しています。このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

- 信託の利益を受ける権利には、信託財産の運用等によって生ずる利益を受ける権利と、信託終了後において信託財産自体を受ける権利とがあり、前者を収益の受益権、後者を元本の受益権といい、両者を含めて信託受益権といいます。
- 信託受益権の価額は、次に掲げる場合の区分に従い、それぞれ次に定める方法により算定することとして差し支えありません（通達5-10(13)ニ）。
 - (1) 元本と収益との受益者が同一人である場合
信託財産の見積価額
(注) 信託財産の見積価額は、信託財産の種類に応じて、問12の方法で算定して差し支えありません。
 - (2) 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合

「(1)の価額」×「受益割合」により計算した価額

(3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合

イ 元本を受益する場合

「(1)の価額」－「ロにより算定した価額」により計算した価額

ロ 収益を受益する場合

次のいずれかの方法により算定した価額

① 受益者が将来受けると見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額

② 「その年中に給付を受けた利益の額」×「信託契約の残存年数」により計算した金額

[参考]「複利現価の額の合計額」とは

○ 「複利現価の額の合計額」とは、信託受益権に基づき将来受ける利益の額を次の算式によって計算した金額をいいます。

(1) 「第1年目の利益の年額」×「1年後の複利現価率」＝A

「第2年目の利益の年額」×「2年後の複利現価率」＝B



「第n年目の利益の年額」×「n年後の複利現価率」＝N

(2) 「A+B+……+N」＝信託受益権の価額

(注) 1 上の算式中の「第1年目」及び「1年後」とは、それぞれ、その年の12月31日の翌日から1年を経過する日まで及びその1年を経過した日の翌日をいいます。

2 複利現価率については、その国の国債利回り等を基に計算した複利現価率によることとして差し支えありません。

【無体財産権】

問 35 特許権（無体財産権）を保有していますが、この特許権が国外財産に該当する場合、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

○ 特許権などの無体財産権の価額は、次のいずれかの方法で算定することとして差し支えありません。

① その権利に基づき将来受けると見込まれる補償料の額の複利現価の額の合計額

② 「その年中に受けた補償料の額」×「その権利の存続期間」により計算した金額

[参考]「複利現価の額の合計額」とは

○ 「複利現価の額の合計額」とは、特許権などの無体財産権に基づき将来受けると見込まれる補償料の額を次の算式によって計算した金額をいいます。

(1) 「第1年目の補償料の年額」×「1年後の複利現価率」＝A

「第2年目の補償料の年額」×「2年後の複利現価率」＝B



「第n年目の補償料の年額」×「n年後の複利現価率」＝N

(2) 「A+B+……+N」＝将来受けると見込まれる補償料の価額

- (注) 1 上の算式中の「第1年目」及び「1年後」とは、それぞれ、その年の12月31日の翌日から1年を経過する日まで及びその1年を経過した日の翌日をいいます。
- 2 複利現価率については、その国の国債利回り等を基に計算した複利現価率によることとして差し支えありません。

【暗号資産・NFT】

問 36 国外の暗号資産取引所に暗号資産を保有しています。暗号資産は国外財産調書への記載の対象になりますか。

(答)

- 暗号資産は、国外送金等調書規則第12条第3項第6号の規定により、財産を有する方の住所（住所を有しない方にあつては、居所）の所在により「国外にある」かどうかを判定する財産に該当します。また、国外財産調書は、居住者（非永住者を除きます。）が提出することとされています（国外送金等調書法5①）。
- したがって、居住者が国外の暗号資産取引所に保有する暗号資産は、「国外にある財産」とはなりませんので、国外財産調書への記載の対象にはなりません。

問 37 国外のマーケットプレイスで購入したNFTを保有しています。NFTは国外財産調書への記載の対象になりますか。

(答)

- NFTは、国外送金等調書規則第12条第3項第6号の規定により、財産を有する方の住所（住所を有しない方にあつては、居所）の所在により「国外にある」かどうかを判定する財産に該当します。また、国外財産調書は、居住者（非永住者を除きます。）が提出することとされています（国外送金等調書法5①）。
- (注) NFT (Non-Fungible Token) とは、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能を持つトークンをいいます。
- したがって、居住者が国外のマーケットプレイスで購入したNFTは、「国外にある財産」とはなりませんので、国外財産調書への記載の対象にはなりません。

【委託証拠金】

問 38 先物取引を行うに当たり、保有するA, Inc.（国外に所在する法人）の株式（上場株式）を委託証拠金として証券会社（国外金融機関）に預託しました。この預託した株式について、国外財産調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 先物取引、オプション取引などのデリバティブ取引や、信用取引等を行う際に、委託証拠金その他の保証金として現金又は有価証券を証券会社等に預託することがあります。
- この委託証拠金その他の保証金として預託した現金又は有価証券については、次のように取り扱います。
 - (1) 預託した現金

「その他の財産」に該当し、国外財産調書には、種類別、用途別、所在別の数量及び価額を記載します。

(2) 預託した有価証券（いわゆる代用有価証券）

「有価証券」（特定有価証券（問5〔参考〕（注）2参照）を除きます。）に該当し、国外財産調書には、種類別、用途別、所在別の数量及び価額^(注)並びに取得価額を記載します（通達5-4(1)イ）。

(注) 価額は、委託証拠金その他の保証金として取り扱われた金額（いわゆる代用価格に基づく金額）ではなく、当該有価証券の時価又は見積価額を記載します。

- したがって、委託証拠金として預託した株式については、区分欄には「有価証券」と、種類欄には「上場株式（A, Inc.）」と記載します。

【各種債務】

問 39 国外財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。

(答)

- 国外財産調書に記載する国外財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法5③、国外送金等調書令10④、国外送金等調書規則12⑤）。
- なお、国外財産の「時価」又は「見積価額」の意義については、次のとおりとされています（通達5-9）（問11・問12参照）。
 - ① 国外財産の「時価」
その年の12月31日における国外財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます。
 - ② 国外財産の「見積価額」
その年の12月31日における国外財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。
- したがって、国外財産を借入金で取得した場合であっても、その国外財産の「時価」又は「見積価額」の算定に当たり、借入金元本の額を差し引くことはできません。

Ⅲ 過少申告加算税等の特例

【特例の概要】

問 40 国外財産調書を提出している場合等の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。

(答)

- 国外財産調書制度は、保有する国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項の情報の提出をその財産を保有する方ご本人に求めるものです。

本制度においては、国外財産調書の適正な提出に向けたインセンティブとして、過少申告加算税及び無申告加算税（以下「過少申告加算税等」といいます。）の特例措置が設けられています（国外送金等調書法6）。

- 具体的には、次のような措置が講じられています。

- ① 過少申告加算税等の軽減措置（国外送金等調書法6①）

国外財産に関して生ずる所得で一定のものに対する所得税（以下「国外財産に係る所得税」といいます。国外財産に係る所得税の詳細については、問44をご参照ください。）又は国外財産に対する相続税の申告漏れが生じた場合において、提出期限内に提出された国外財産調書にその申告漏れの基因となる国外財産についての記載があるときは、その国外財産に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%軽減されます。

- ② 過少申告加算税等の加重措置（国外送金等調書法6③）

国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じた場合において、提出期限内に国外財産調書の提出がないとき又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべきその申告漏れの基因となる国外財産についての記載がないとき（重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含みます。以下「提出がない場合等」といいます。）は、その国外財産に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されます（相続国外財産については、相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に国外財産調書の提出がない場合又は相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき相続国外財産の記載がない場合には、加重措置の対象となりません。）。

（注） 相続開始年の年分の国外財産調書については、相続国外財産を記載しないで提出することができます（問2参照）。ただし、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有している方については、それらを記載した国外財産調書について提出がない場合等は、その国外財産に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されますのでご注意ください。

- なお、修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定（以下「修正申告等」といいます。）の基因となった事実、「国外財産に係るもの以外の事実」^(注)又は重加算税の対象となる「仮装隠蔽の事実」がある場合には、これらを除いた部分の本税額が、①の軽減措置又は②の加重措置の対象となります（国外送金等調書令11②）。

（注） 「国外財産に係るもの以外の事実」には、例えば、次のような事実が該当します。

- ・ 人的役務の提供に係る対価等に関する申告漏れ
- ・ 国内財産に係る申告漏れ

- ・ 所得控除・税額控除の適用誤り（ただし、国外財産に関して生ずる所得の申告漏れに伴う所得控除・税額控除の異動・変更は含みません。）

問 41 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。

(答)

- 国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に関し修正申告等があり、過少申告加算税等の適用のある方が、その修正申告等の日前に、国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類（電磁的記録や写しを含みます。）の提示又は提出（以下「提示等」といいます。）を求められた場合において、その提示等を求められた日から 60 日を超えない範囲内で、その提示等の準備に通常要する日数を勘案して指定された期限までにその提示等がなかったとき（提示等をする方の責めに帰すべき事由がない場合は除きます。）は、
 - ① 過少申告加算税等の軽減措置は適用しない。
 - ② 過少申告加算税等の加重措置については、加重割合を 5% から 10% とする。といった特例措置が設けられています（国外送金等調書法 6 ⑦）。

【過少申告加算税等の加重措置の適用要件】

問 42 所得税又は相続税の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について教えてください。

(答)

- 過少申告加算税等の加重措置とは、国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じた場合において、国外財産調書の提出がない場合等は、その国外財産に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5% 加重される措置をいいます（相続国外財産については、相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に国外財産調書の提出がない場合又は相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき相続国外財産の記載がない場合には、加重措置の対象となりません。）（問 40 参照）。
- この過少申告加算税等の加重措置は、具体的には、次のいずれにも該当する場合に適用されます（国外送金等調書法 6 ③）。
 - ① 国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に関して修正申告等があること。
 - ② 上記①の修正申告等について国税通則法第 65 条（過少申告加算税）又は第 66 条（無申告加算税）の規定の適用があること。
 - ③ 提出すべき国外財産調書について提出期限内に提出がないこと又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき上記①の修正申告等の基因となる国外財産の記載がないこと（重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含みます。）。
- なお、上記③の要件にある国外財産調書は、次の場合に応じた国外財産調書（提出時期でみた場合には、「その年の翌年」に提出すべき国外財産調書）となります（国外送金等調書法 6 ④）。
 - (1) 修正申告等が所得税に関するものである場合

原則としてその修正申告等に係る年分の国外財産調書となりますが、年の中途においてその修正申告等の基因となる国外財産を譲渡等により有しないこととなった場合には、これらの国外財産は、その年分の国外財産調書（その年の12月31日において有する国外財産につき、その年の翌年に提出すべき国外財産調書）に記載されないことから、その年分の前年分の国外財産調書（その年の前年の12月31日において有する国外財産につき、その年に提出すべき国外財産調書）により、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断することとなります。

ただし、その修正申告等の基因となる国外財産が、相続国外財産（相続開始年に取得したものに限り、）である場合には、相続開始年の年分の国外財産調書から除外して提出することができるため、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき国外財産調書はないこととなります（国外送金等調書法6④一括弧書後段）。

(2) 修正申告等が相続税に関するものである場合

次の国外財産調書の全てについて、提出がない場合等に過少申告加算税等の加重措置が適用されることとなります。

イ その相続税に係る被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書（ただし、被相続人がその提出期限までに相続開始年の前年分の国外財産調書を提出しないで死亡した場合には、被相続人の相続開始年の前々年分の国外財産調書）

ロ その相続税に係る相続人の相続開始年の年分の国外財産調書

ハ その相続税に係る相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

【相続税の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の取扱い】

問 43 相続税の税務調査の際に、一昨年に相続した国外財産について申告漏れを指摘されました。相続分を加えた国外財産の価額の合計額は5,000万円を超えていましたが、昨年中にその相続した国外財産は売却しており、昨年の12月31日において保有している国外財産の価額の合計額は5,000万円以下となっています。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。

(答)

○ 相続税の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置については、次の国外財産調書の全てについて、提出がない場合等に適用されることとなります（国外送金等調書法6④二）。

① その相続税に係る被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書（ただし、被相続人がその提出期限までに相続開始年の前年分の国外財産調書を提出しないで死亡した場合には、被相続人の相続開始年の前々年分の国外財産調書）

② その相続税に係る相続人の相続開始年の年分の国外財産調書

③ その相続税に係る相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

○ なお、次の方については、相続税の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用はありません（国外送金等調書法6⑤）。

① その相続税に係る相続人で相続開始年の翌年分の国外財産調書の提出義務がない方

② その相続税に係る相続人で相続開始年の翌年の12月31日において修正申告等の基因となる相続国外財産を有していない方

○ お尋ねの場合については、昨年の12月31日において保有する国外財産の価額の合計額が

5,000万円を超えていないため、相続開始年の翌年分の国外財産調書の提出義務がなく、さらに、昨年中にその相続した国外財産は売却しており、その相続した国外財産を保有していないことから、相続税の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用はありません。

【過少申告加算税等の特例措置における「国外財産に係る所得税の申告漏れ」とは】

問 44 過少申告加算税等の特例措置における「国外財産に係る所得税の申告漏れ」とは、具体的にどのようなことをいうのですか。

(答)

- 過少申告加算税等の特例措置は、国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税の申告漏れを対象とするものですが、「国外財産に係る所得税」とは、国外財産に関して生ずる次の所得に対する所得税とされています（国外送金等調書法 6 ①、国外送金等調書令 11 ①、国外送金等調書規則 13）。
 - ① 国外財産から生じる利子所得又は配当所得
 - ② 国外財産の貸付け又は譲渡による所得
 - ③ 国外財産が株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利等（いわゆるストックオプション等）である場合におけるその権利の行使による株式の取得に係る所得
 - ④ 国外財産が生命保険契約等に関する権利である場合におけるその生命保険契約等に基づき支払を受ける一時金又は年金に係る所得
 - ⑤ 国外財産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに類するもの（以下「特許権等」といいます。）である場合におけるその特許権等の使用料に係る所得
 - ⑥ 上記①から⑤までの所得のほか、国外財産に基因して生ずるこれらに類する所得
- したがって、「国外財産に係る所得税の申告漏れ」とは、国外財産に直接基因して生ずる上記の所得に対する所得税の申告がなかったこと又は申告額が過少であったことをいいます。

【外国子会社合算税制が適用された場合の過少申告加算税等の取扱い】

問 45 外国子会社合算税制が適用され、所得税の申告漏れが生じた場合に、外国関係会社の株式を国外財産調書に記載していれば、過少申告加算税等の軽減措置の適用を受けることはできますか。

(答)

- 外国子会社合算税制は、外国関係会社を利用した租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国関係会社の所得を、日本の居住者の所得とみなして、日本で課税する制度です。
- 外国子会社合算税制が適用され、所得税の申告漏れが生じた場合において、国外財産調書に外国関係会社の株式を記載しているときは、あなたの所得とみなされて課税された部分について、過少申告加算税等の軽減措置が適用されます。

一方、国外財産調書の提出がない場合又は提出された国外財産調書に外国関係会社の株式の記載がない場合（重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含みます。）には、あなたの所得とみなされて課税された部分について、過少申告加算税等の加重措置が適用されます。
- なお、外国子会社合算税制が、外国関係会社との間に実質支配関係があることにより適用さ

れた場合において、その実質支配の方法が国外財産調書に記載すべき国外財産によるものでないときは、過少申告加算税等の特例措置は適用されません。

【国外財産調書の提出がないこと又は記載がないことについて「相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは】

問 46 相続税の税務調査の際に、国外財産調書に記載すべき相続した国外財産に係る申告漏れを指摘されました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは具体的にどのような場合が該当するのか教えてください。

(答)

- 国外財産調書の提出がないこと又は記載がないことについて「相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは、例えば、国外財産調書の提出義務者又は当該提出義務者以外の者で国外財産調書に記載すべき相続国外財産に関する書類を保有する者が、災害があったこと、又は病気による入院をしたこと等により、国外財産調書の記載又はその提出が困難であると認められる場合などのほか、相続国外財産の内容、管理状況その他の客観的な事実に基づき、相続人が相続国外財産の存在を知り得ることが困難であると認められる場合がこれに該当します（通達6-5）。
- なお、この相続国外財産の存在を知り得ることが困難であると認められる場合とは、相続人が通常考えられる財産調査を尽くした事実があるものの、被相続人が生前に一部の相続人しか知り得ない方法により財産を管理しており、その一部の相続人から知らされていなかったことにより、国外財産調書の提出期限において、その相続国外財産の存在を他の相続人が知らなかった場合などが考えられます。

問 47 X1～X3年の各年分の所得税の税務調査において、X1年に相続した国外財産Cに係る所得について申告漏れを指摘されました。各年の状況は次のとおりですが、いずれの年分も国外財産調書を提出していません。この場合の相続国外財産Cに係る所得の申告漏れに対する過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。

《X1年》

12月31日において保有していた国外財産は次のとおり。

- ・相続開始前から保有していた自身の国外財産A（価額6,000万円）
- ・その存在を把握していた相続国外財産B（価額7,000万円）
- ・その存在を知り得ることが困難であると認められる相続国外財産C（価額1億円）

《X2年》

12月31日において保有していた国外財産はA、B、C

《X3年》

12月31日において保有していた国外財産はB、C

(答)

《X1年分について》

- 相続開始年の年分の国外財産調書については、相続国外財産を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額から相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します（問17参照）。

- また、過少申告加算税等の加重措置については、原則としてその修正申告等に係る年分の国外財産調書の提出がない場合等に適用されることとなりますが、その修正申告等の基因となる国外財産が、相続国外財産（相続開始年に取得したものに限り）である場合には、相続開始年の年分の国外財産調書から除外して提出することができるため、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき国外財産調書はないこととなります（国外送金等調書法6④一括弧書後段）（問42参照）。
- お尋ねの場合については、相続国外財産を除外した自身の国外財産Aのみで国外財産調書の提出義務を判定した場合、保有する国外財産の価額の合計額が6,000万円であるため、国外財産調書の提出義務者に該当します（国外送金等調書法5①）。ただし、相続開始年であるX1年分の国外財産調書については、相続国外財産を記載しないで提出することができますので、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき国外財産調書はないこととなり、相続国外財産Cに係る所得の申告漏れについて過少申告加算税等の加重措置の適用はありません。

《X2年分について》

- 国外財産調書の提出がないことについて、相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合（問46参照）には、過少申告加算税等の加重措置は適用されません。
ただし、当該相続国外財産を有する者が、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する場合は、この取扱いの対象からは除かれます（過少申告加算税等の加重措置の対象となります。）（国外送金等調書法6③一括弧書）。
- お尋ねの場合については、その価額が6,000万円の相続国外財産以外の国外財産Aを保有していたことから、上記のとおり、その存在を知り得ることが困難であると認められる相続国外財産Cに係る所得の申告漏れについても、過少申告加算税等の加重措置の対象となります（国外送金等調書法6③一）。
- なお、仮に、X2年分の国外財産調書を提出しているものの、相続国外財産Cの記載がなかった場合は、国外財産調書に記載しなかったことについて、責めに帰すべき事由がない場合に該当することから、過少申告加算税等の加重措置は適用されません（国外送金等調書法6③二一括弧書後段）。

《X3年分について》

- その存在を把握していた相続国外財産Bのみで国外財産調書の提出義務がある（国外送金等調書法5①）ことから、国外財産調書を提出しなかったことについて、責めに帰すべき事由がない場合には該当しないこととなります。
そのため、その存在を知り得ることが困難であると認められる相続国外財産Cに係る所得の申告漏れについても、過少申告加算税等の加重措置の対象となります（国外送金等調書法6③一）。
- なお、仮に、X3年分の国外財産調書を提出しているものの、相続国外財産Cの記載がなかつ

た場合は、国外財産調書に記載しなかったことについて、責めに帰すべき事由がない場合に該当することから、過少申告加算税等の加重措置は適用されません（国外送金等調書法6③二括弧書後段）。

【国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類を指定する期限までに提示等をしなかったことについて「居住者の責めに帰すべき事由がない場合」とは】

問 48 所得税の税務調査の際に、国外財産に関する書類について、指定された期限までに提示等をするを求められました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「居住者の責めに帰すべき事由がない場合」とは具体的にどのような場合が該当するのか教えてください。

(答)

- 国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類（以下この間において「書類」といいます。）を指定する期限までに提示等をしなかったことについて「居住者の責めに帰すべき事由がない場合」とは、例えば、国外送金等調書法第6条第7項の居住者が調査において書類の提示等を求められた後に、その居住者又は書類保有者（その居住者以外の者でその書類を保有する者をいいます。以下この間において同じです。）が、災害があったこと、又は病気による入院をしたこと等により、指定された期限までにその提示等をする事ができない場合などのほか、その書類保有者にその書類の取寄せを依頼しても、その書類の収集に相当な困難を伴うことが判明した場合が該当します（通達6-7）。
- なお、この書類の収集に相当な困難を伴うことが判明した場合とは、次に掲げる場合など、その居住者が通常取り得る手段を用いても入手できないことが客観的に確認することができる場合をいいます。
 - ① その書類保有者が所在する国の国内法の規定により、その書類の取得が困難である場合
 - ② その書類について、法令等の規定により保存すべき期間が徒過している場合
 - ③ その書類保有者が所在不明となっている場合
 - ④ その居住者がその書類保有者からその書類の提出を拒否された場合

(注) その居住者とその書類保有者との間に支配関係や親族関係その他の特殊の関係がある場合、その居住者がその書類保有者の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係がある場合などには、基本的に書類の収集に相当な困難を伴うこととはいえません。

【国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の範囲】

問 49 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の過少申告加算税等の特例について、どのような書類が対象となるのでしょうか。

(答)

- 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の過少申告加算税等の特例の対象となる国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類として財務省令に定める書類については、国外送金等調書規則第13条の2において、その範囲が定められています。
- 国外送金等調書規則第13条の2各号に定める書類の主な例は次表のとおりとなりますが、次表にない書類であっても、国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に関す

る事項が記載された書類については本特例の対象となり得ますので、その判定に当たっては個々の内容を確認する必要があります。

(国外送金等調書規則第 13 条の 2 各号に定める書類の主な例)

財産の区分	調書記載事項	関連資料の例
(一) 土地	用途別及び所在別の地所数、面積及び価額	不動産取得（売買）関係資料 不動産貸付関係資料
(二) 建物	用途別及び所在別の戸数、床面積及び価額	
(三) 山林	用途別及び所在別の面積及び価額	
(四) 現金	用途別及び所在別の価額	現金出納帳
(五) 預貯金	種類別（当座預金、普通預金、定期預金等の別）、用途別及び所在別の価額	銀行口座のステートメント
(六) 有価証券	種類別（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額	証券口座のステートメント 匿名組合契約書、分配金の受領状況が分かる資料 株式売買契約書
(七) 匿名組合契約の出資の持分	種類別（匿名組合の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額	ファンド関係書類 国外確定申告書
(八) 未決済信用取引等に係る権利	種類別（信用取引及び発行日取引の別並びに銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額	
(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利	種類別（先物取引、オプション取引、スワップ取引等の別及び銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額	
(十) 貸付金	用途別及び所在別の価額	貸付金の残高管理表、貸付契約書 法人税の確定申告書(控) 借用証
(十一) 未収入金 (受取手形を含む。)	用途別及び所在別の価額	未収入先別の請求書(控)
(十二) 書画骨とう及び美術工芸品	種類別（書画、骨とう及び美術工芸品の別）、用途別及び所在別の数量及び価額（1点10万円未満のものを除く。)	鑑定関係資料 取得（売買）関係資料
(十三) 貴金属類	種類別（金、白金、ダイヤモンド等の別）、用途別及び所在別の数量及び価額	
(十四) (四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産	種類別（(四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産について、適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び価額（一個又は一組の価額が10万円未満のものを除く。)	(自動車等) 取得（売買）関係資料
(十五) その他の財産	種類別（(一)から(十四)までに掲げる財産以外の財産について、預託金、保険の契約に関する権利等の適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び価額	保険契約に関する権利関係資料、信託契約資料、組合・事業体（匿名組合契約除く。）に対する出資関係や分配金の受領状況が分かる資料 会員証 貸借借契約書 通帳 領収書(控) 評価明細書 総勘定元帳 決算書 保険証券 支払保険料計算書

【年の途中で財産を有しなくなった場合の取扱い】

問 50 令和5年中に国外財産に当たる株式についてその全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告漏れがあった場合、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき国外財産調書は、どの年分の国外財産調書になりますか。

(答)

- 過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき国外財産調書は、原則としてその修正申告等に係る年分の国外財産調書（提出時期でみた場合には、「その年の翌年」に提出すべき国外財産調書）となります。

ただし、「年の中途においてその修正申告等の基因となる国外財産を譲渡等により有しないこととなった場合」には、これらの国外財産は、その年分の国外財産調書（その年の12月31日において有する国外財産につき、その年の翌年に提出すべき国外財産調書）に記載されないことから、その年分の前年分の国外財産調書（その年の前年の12月31日において有する国外財産につき、その年に提出すべき国外財産調書）により、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断することとなります（国外送金等調書法6④一）。

- お尋ねの場合については、所得の申告漏れの基因となる株式を令和5年中に全て譲渡していることから、上記の「年の中途においてその修正申告等の基因となる国外財産を譲渡等により有しないこととなった場合」に該当しますので、その年分の前年分の国外財産調書（令和4年12月31日において有する国外財産につき、令和5年に提出すべき国外財産調書）により、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断することとなります。

(注) 過少申告加算税等の加重措置の概要及び適用要件の詳細については、問40～問42をご参照ください。

- なお、銘柄、用途及び所在が同一であることから、同一の区分として記載されることとなる株式^(注)の一部を譲渡した場合においても、これらの譲渡した株式については、その年分の前年分の国外財産調書（令和4年12月31日において有する国外財産につき、令和5年に提出すべき国外財産調書）により判断することとなります。

(注) 同一銘柄の株式であっても、預入先の証券会社の営業所等が異なる場合や用途が異なる場合には、その異なるごとに「個々の国外財産」として記載する必要がありますので、上記の取扱いに当たっては、ご注意ください。

- ただし、その修正申告等の基因となる国外財産が、相続国外財産（相続開始年に取得したものに限り、）である場合には、相続開始年の年分の国外財産調書から除外して提出することができるため、その株式が相続国外財産であって、その相続が令和4年中に開始したものである場合には、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき国外財産調書はないこととなります（国外送金等調書法6④一括弧書後段）。

【提出期限後に提出された国外財産調書の取扱い】

問 51 提出期限内に国外財産調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る軽減措置の適用を受けることはできないのですか。

(答)

- 提出期限後に国外財産調書を提出した場合であっても、その国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税について、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないとき（その国外財産調書の提出が、その国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税についての調査通知（国税通則法第 65 条第 6 項に規定する調査通知をいいます。以下この間において同じです。）がある前にされたものである場合に限り、^(注)は、その国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなして、過少申告加算税等の特例を適用することとされています（国外送金等調書法 6 ⑥）。

（注） 令和 6 年 1 月 1 日前に国外財産調書が提出された場合には、その提出が、国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税についての調査通知がある前にされたものである場合に限りません。

- したがって、提出期限後に国外財産調書を提出した場合であっても、国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税について申告漏れが生じた場合における過少申告加算税等の軽減措置の適用を受けることができる場合があります。

IV 罰則

問 52 国外財産調書を提出しなかった場合の罰則について教えてください。

(答)

- 国外財産調書制度においては、次のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした方は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処することとされています(国外送金等調書法10①、②本文)。
 - ① 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合
 - ② 正当な理由がなく国外財産調書をその提出期限までに提出しなかった場合
- (注) 上記のほか、次の違反があった場合には、その違反行為をした方も、同様の罰則が課されることとされています(国外送金等調書法9三、四)。
- ・ 国外財産調書の提出に関する調査について行われる当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - ・ 国外財産調書の提出に関する調査について行われる物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含みます。)を提示し、若しくは提出したとき。
- なお、上記②については、情状により、その刑を免除することができることとされています(国外送金等調書法10②ただし書)。

V その他

【提出した国外財産調書に誤りがあった場合の取扱い】

問 53 提出した国外財産調書の記載内容に誤りがあった場合の訂正方法について教えてください。

(答)

- 国外財産調書（相続開始年の年分に係る国外財産調書については、相続国外財産を記載しないで提出することができます。問2参照）はその年の翌年の6月30日までに提出していただく必要がありますが、提出した国外財産調書の記載内容に誤りや記載漏れがあった場合には、提出期限内だけでなく提出期限後であっても、再度提出していただくことで、訂正が可能です。

- その際には、当初提出していただいた国外財産調書及び国外財産調書合計表に記載済みの国外財産を含め、全ての国外財産を記載していただく必要があります。
 - (注) 1 誤りや記載漏れのあった国外財産のみを記載して国外財産調書等を再提出するものではありませんのでご注意ください。
 - 2 提出期限後の提出であっても、それが所得税又は相続税について、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、提出期限内に提出されたものとみなされます（国外送金等調書法6⑥）（問51参照）。

- ただし、提出期限内に提出していないなど、過少申告加算税等の加重措置の要件に該当する場合には、過少申告加算税等が加重されることもありますのでご注意ください（過少申告加算税等の加重措置については、問40～問42をご参照ください。）。